

斧立八幡と宇佐宮御杣始

松山均

はじめに

大分県下毛郡三光村は県東北部に位置し、山国川をへだてて福岡県と接する人口約五千六百人、面積約四六平方キロで、その約六五パーセントが山林原野である。中津市と隣接する佐知・森山・秣地区や八面山周辺地域では、上ノ原古墳群など原始・古代を語る遺跡や遺物が多く、古代仏教・修験文化や八幡文化にかかわるもの、さらに中・近世文書についても貴重な資料が豊富である。

社寺についても由緒深いものが多いが、本稿では八幡神に限って明治以降の合祀移転の概要を記し、その中から特異な宗教儀礼を継承してきた斧立八幡社の「御杣始」についていくつかの資料を紹介する。

一 わが村の八幡社

明治の初期、現在の三光村の地域には一二〇の神社が記録されている。その中で八幡社は若八幡を含めて一二社、つまり一割であり、その他に相殿の神としての八幡神を含めると一八社となる。その一八社も、明治―大正期の移転・合祀政策のため、明治初期の社殿にそのまま八幡神を祀っている神社は、僅かに九社となっている。その実態をさらに具体的に述べると、次のとおりである。

(一) 社名が八幡社であるもの

(1) 八幡神社 大字白木字鉾おのおの鉾おの立

祭神 応神天皇・手置帆負命・彦狭尻命

(2) 八幡末広神社 大字成恒字孫十

(表1) 明治初期の八幡神を祀る神社とその後の異動

No	大字	字	神社名	祭神	異動
1	佐知	西屋敷	七所神社	応神天皇ほか六神	現存
2	土田	古樋木	七所神社	応神天皇ほか六神	現存
3	白木	粟ヶ坪	八幡社	応神天皇	明治18年5月字貴船の貴船神社の境内社
4	白木	斧立	八幡社	応神天皇	現存
5	小袋	西平	七所神社	応神天皇ほか二神	現存
6	諫山	上ノ畑	八幡社	応神天皇ほか七神	明治12年9月字内入屋敷四所神社へ合祀
7	諫山	稲月	八幡社	応神天皇	現存(応神天皇三柱)
8	諫山	内入屋敷	四所神社	応神天皇	明治7年字正日貴船神社境内社
9	原口	正福寺	八幡神社	応神天皇ほか六神	現存昭和52年学校建築のため字孫十に移転
10	成恒	八幡林	八幡末広神社	応神天皇	現存
11	森山	堂山	八幡神社	応神天皇	明治18年5月字養林 貴船神社へ移転
12	田口	岡	八幡神社	応神天皇	大正5年9月字養林 貴船神社へ合併
13	田口	猪山	八幡神社	応神天皇	大正5年1月字養林 貴船神社へ合併
14	田口	仮宮	八幡神社	応神天皇	昭和27年箭山神社へ合祀
15	田口	八面山	箭山神社	神功皇后・応神天皇・比咩大神	現存(応神天皇四柱)
16	上秣	龜形山	若八幡神社	仲哀天皇・神功皇后・応神天皇・仁徳天皇	明治4年8月上秣神社へ合併
17	下秣	築城	翁神社	応神天皇ほか五神	現存(応神天皇二柱)
18	下秣	神始	八幡神社	神功皇后・応神天皇・仁徳天皇	明治18年5月翁神社へ合併

備考 三光村のうち大字西秣、上深水、下深水地区には古来、現在も八幡神が全く勧請されていない。

祭神 応神天皇

(3)八幡神社 大字森山字堂山

祭神 応神天皇

(二) 主祭神が八幡神であるもの

(1)箭山神社 大字田口字八面山

祭神 神功皇后・応神天皇・比咩大神

(他に田口地区より合祀した二二社の神々三三神を祀る)

(三) 合祀されている八幡神

(1)七所神社 大字佐知字西屋敷

七祭神の中に応神天皇(大山咋命・保食命・別雷神・応

神天皇・天兒屋根命・素盞鳴命・高禰神)

(2)七所神社 大字土田字古樋木

七祭神の中に応神天皇(大山咋命・保食命・別雷命・応

神天皇・天兒屋根命・素盞鳴尊・高禰神)

(3)七所神社 大字小袋字西平

七祭神の中に応神天皇(応神天皇・別雷神・素盞鳴尊・

天兒屋根命・高禰神・保食神・大山祇神)

(4)四所神社 大字諫山字円入屋敷

祭神 七祭神の中に応神天皇(応神天皇・天照大御神

・田心姫・須佐之男神・端津姫命・市杵島姫命・新田義氏)

合祀 明治十二年九月、字上ノ畑の八幡神社(祭神・

応神天皇)を合祀、明治十二年九月、字稲月の

八幡神社(祭神・応神天皇)を合祀

(5)上秣神社 大字上秣字城

合祀 明治四年八月字亀形山鎮座の若宮八幡神社よ

り仲衷天皇・神功皇后・応神天皇・仁徳天皇

を合祀

(6)翁神社 大字下秣字築城

祭神 六祭神の中に応神天皇

合祀 明治十八年五月、字神始の八幡神社より神功

皇后・応神天皇・仁徳天皇を合祀

(7)箭山神社 大字田口字八面山

合祀 明治十八年五月、字岡の八幡神社より応神天

皇を字養林貴船神社へ移転

大正五年一月、字仮宮の八幡神社より応神天

皇を字養林貴般神社へ合祀

大正五年一月、字猪山の八幡神社より応神天

皇他を字養林貴船神社へ合祀

右の四神を昭和二十七年に貴船神社より合祀

四 境内社としての八幡神

(1) 貴船神社 大字白木字宮本

境内社 八幡神社 祭神応神天皇

明治十八年五月、字栗ヶ坪より移転

(2) 貴船神社 大字原口字正日

境内社 八幡神社 祭神応神天皇

明治七年、字正福寺より移転

以上がわがムラの八幡神の祭祀概況である。

二 新立八幡山の御留山

享保元年(一七一六)九月中津藩主小笠原長豊きよ死去により、

享保二年(一七一七)二月奥平昌成が幕府より中津転封の命を受け、奥平中津藩となったが、領民へは前もってねんごろな書状を送り、また領民からも諸々の「乍恐奉願口上之覚」が提出された。その一つに「新立山御留山」に関する二点がある。白木村社人・庄屋連名のもと、同趣旨だが宇佐宮兩大

宮司連名ものを紹介する。

△外袋^①▽新立八幡山ニ而諸木伐候儀ニ付書付巻通

白木村 社人

庄屋

乍恐奉願口上之覚

下毛郡白木村新立八幡宮之儀者、宇佐宮御造宮之時御新始有之、殊ニ者宇佐行幸会執行之節、御神躰を奉包薦苺会之祭礼之砌、宇佐之神官此杣楠ニ而杣始相勸候故、新立之御社登申候、次ニ薦苺会之時分、大貞三角池之窠立并宇佐御産舎之御材木、此御社山より出申候、段々由緒有之社山ニ而往古より之御留山ニ御座候処ニ、近年ニ罷成少々猥成儀共有之、猶更先規之通御留山ニ被仰付被下置候様ニ奉願候、以上、

享保貳年酉二月廿九日

下毛郡白木村社人
左京 ㊟
同郡同村庄屋
与三右衛門 ㊟

辻弥五左衛門様
平岡 彦兵衛様

△外袋^②▽白木村新立山願書

宇佐宮
兩大宮司

下毛郡白木村新立八幡宮者、宇佐宮御造宮之時御新始有之、殊仁者宇佐行幸会執行之節、御神躰遠奉包薦苺会祭礼之砌、

宇佐神官此御杣楠仁而杣始相動候故、新立御社登申候、次仁薦苜会之時分、大貞三角池之籬立并宇佐宮御産舎之御材木、此御社山も出申候、段々由緒有之社山仁而從往古之御留山仁而御座候所仁、近年仁罷成少々猥成儀共有之候、猶更先規之通留山仁被仰付被下置候様仁曰木村も茂奉願候、右之通宇佐御由緒無紛社山之儀仁御座候間、新立之儀往古之通御留山仁被為仰付被下候者、忝可奉存候、以上、

宇佐大宮司

到津中務少輔 ㊦

享保二年三月 日

宇佐大宮司

宮成民部少輔

辻弥五左衛門様

致参府候故不能加判候

平岡 彦兵衛様

この二点の文書によると、斧立八幡の杣始めは、宇佐八幡宮御造営のときだけでなく、「殊仁者宇佐行幸会執行之節、御神林遠奉薦苜会祭礼之御、宇佐神官此御杣仁而杣始相動候故、斧立御社登申候、次仁薦苜会之時分、大貞三角池之籬立并宇佐宮御産舎之御材木此御社山も出申候、段々由緒有之社山」とあり、宇佐宮と大貞薦八幡にとって大変重要な聖な

る山であるので、猥りに伐採などできないように新領主に請願したものであろう。

三 杣始めと斧立八幡社

大字臼木字斧立一六九五番地に所在する斧立八幡社の由来記によると、その起源は聖武天皇の神亀二年(七三五)宇佐神宮の神殿創建のときに、この地で杣始の式(用材伐採始めの式)

を行ひ、宇佐神宮一之神殿に祭る八幡大神と同体の神を鎮座せしめたのが始めという。

新(斧)立八幡社

これより四年後、天平元年(七二九)宇佐神宮一之神殿創建の際も杣始めの式を行ったと伝えられる。嵯峨天皇の弘仁十三年(八二二)に社殿創建。このとき神示に従い、杣始にふ



さわしい工匠の神、手置帆負命・彦狹尻命を合祀したと伝えられる。

また一条天皇の長徳二年（九九六）より宇佐神宮は三三年毎に造営されるようになったが、その杣始めの式は、由緒に従って必ず当社で行っていたと記録されている。渡辺重春著『豊前志』には、「手斧立八幡宮、臼木村にあり。宇佐宮第三殿造営の時、此の社内なる楠の本にて杣始めの式あり。故、此処を手斧立と云ふとぞ。杣始めの式は、築城郡伝法寺、上毛郡河底村の処に云へるが如し。応永廿七年宇佐宮寺造営日記に、三殿杣始在之、下毛郡替遷河内一瀬伊乃倉前楠也と有りて、替遷にウスギと仮名を附けたり」と記している。明治五年郷社に列せられる。現在の殿宇は明治六年十二月、臼木・小袋・土田・佐知・諫山・原口・成恒の七か村の寄附により修理され現在に至っている。

前述の渡辺重春著『豊前志』に、「杣始めの式は、築城郡伝法寺、上毛郡河底村の処に云へるが如し」とあるので、伝法寺村楠木の項を引用すると、次のとおりである。

甚々古木なり。大きき十圍二尺あり。宇佐宮一御殿造営の時、此の木の本にて手斧初の式あり、宇佐宮寺造営日記云、

一殿杣始、豊前国築城郡伝法寺、河内御堂所之楠在之、供奉役人等、宮行事三人、少宮司光世、惣弁宮永房、左執行親身、祝毘沙童丸、権祝、頭書生、御杖人三人、陣道、長御前書生、若宮神主二人、陰陽師、権陰陽師、大々工大神貞内、総大工満助、引頭、

一、帽額凡絹、御供米祭料、并、柴摺布酒肴者、郡代吉岡大炊助種俊、勤_ニ其役_一畢、

一、当日、臨時御殿二字造_レ之、以_ニ桧葉_一葺_レ之_ニ大宮_一一字、三間東向、若宮一字、三間南向、先以_ニ竹麻_一奉_レ清_ニ靈木_一之後、令_レ清_ニ祝_ニ大工_一鍔等_ニ也、杜之御前之楠木、三鍔伐_ニ始_レ之、其後酒盃也、応永廿五年戊戌八月廿七日、卯刻杣始め之儀式、大概如_レ斯

。重兄云、或人云 村民の伝に、往古、宇佐の神、彦山より此の楠を根こじにして帰り給ふに、彦山の神いたく惜みて、追ひかけ給ひしかば、此処に捨て給へり。

されば、宇佐神木として、昔は彼の社造営の時は、必此処に行幸ありて、此の木を少し削り取りて、其の斧立に用いられきと云ふ。

次に上毛郡川底村楠の項を引用すると、次のとおりであ

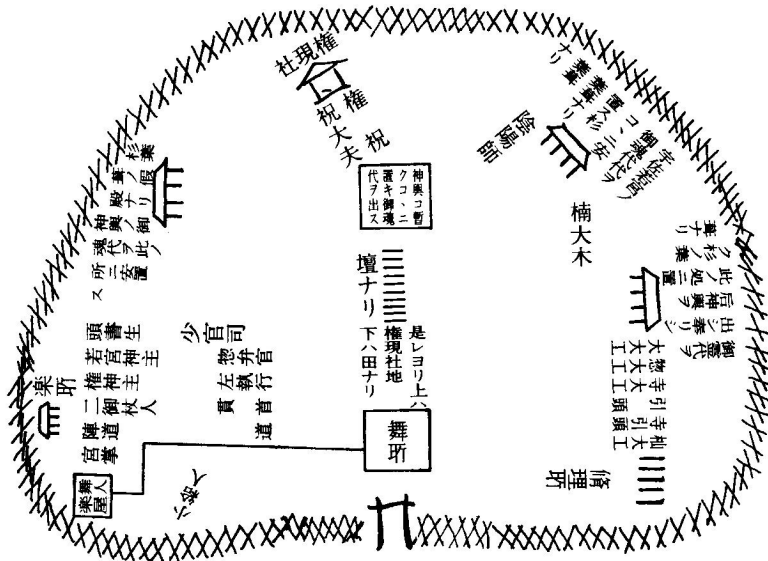
る。

楠の大樹あり。此の処にて宇佐宮二の神殿杣始の式あり。但、宇佐宮寺造當日記には「応永廿七年八月廿五壬戌日申刻、二殿杣始在之、豊前国上毛郡畠河内一瀬坂山道別之大楠也、御殿以下儀式、并役人等、一殿に同じ」とあるを以て見れば、古くは此の楠にて非ざりけり。其の時々、其の近隣の大木を寛めて其の式を行へるなり。往年此の処にてありし杣始の式を見て、其の大略を図に記し置きたり。

御杣始出仕神官列

同次第

- 一ノ御殿 本庄村宿割
- 湊村椎田村宿割
- 二ノ御殿 川底村宿割
- 高瀬村宿割
- 三ノ御殿 白木村宿割
- 土田村宿割



卯宮二の神殿 杣始の式の図

郡方附

御杣始靈木本出仕神官列

辛嶋郷司

祝大夫

權祝

少宮司

惣弁官

左執行

貫首

頭書生

神主

權神主

一ノ御杖人

二ノ御杖人

三ノ御杖人

陳道

權陳道

宮掌

引次

大々工

惣大工

寺大工

引頭

寺引頭

杣大工

滿木

五阿弥

諸番近 十二人

樂所 六人

御杣始次第

神_主着座各神拜

次祝大夫陰陽師兩人以_ニ竹麻_一奉_レ清_ニ大宮御飯殿_一

次權祝陰陽師以_ニ竹麻_一奉_レ清_ニ若宮御飯殿_一

次宮大行事可_レ被_レ催_ニ於神供調進之由召_ニ官人_一令_レ申_ニ宮行事_一

次宮行事御供辛櫛可_ニ昇來_ニ于大宮前之由仰_ニ官人_一重而召_ニ官

人_ニ可_レ有_ニ警蹕_一之由令_レ申_ニ陳道_一

次宮行事可_レ有_ニ神供調進_一之由召_ニ官人_一令_レ告_ニ御杖人亦召_ニ官

人_ニ可_レ奏_ニ音樂_一之由令_レ申_ニ伶人_一

次御杖人以_ニ手長奉_レ備_ニ于神供神酒_一 伶人音樂

次御杖人紙幣

次祝大夫奏_ニ祝詞_一、召次敷_ニ祝詞筵_一

次宮行事召_ニ官人_一神供辛櫛可_ニ昇來_ニ若宮前_一之由、又陳道警

蹕

次神主_{權正}備_ニ神供_一 伶人音樂

次權祝進_ニ若宮前_一奏_ニ祝詞_一 敷_レ筵_ニ召次_一役

次祝大夫陰陽師御杣櫛之本而修清椀

清椀終麻串授_ニ于辛嶋郷司_一

次辛嶋郷司麻串立_ニ祭場_一

次御杖人紙幣

次宮行事召_ニ官人_一杣始斧鑊可_レ出_ニ于祝大夫陰陽師之前_一由仰_レ

之

次祝大夫斧鑊清椀

次滿木大々工杣始之祭具等持出祭場給仕

次大々工杣始修之間伶人奏_ニ亂聲_一

次惣大工袖始

次寺大工袖始

杣桶本着座

次引頭散供土幣行

次寺引頭 右同

次杣大工 杣探勤之

次召次拾御柿箱納御箱

次惣大工踞于大々工前捧持御柿箱置于祝大夫之前

次祝大夫御柿箱奉備假殿 陳道警蹕

次祝大夫奏祝詞

次神官 御酒直会

次御杖人 徹神供御酒

次祝大夫御杣柿奉移于御輿

陳道警蹕 伶人乱声

次陣道還路警蹕三声

次退出

還路陳列

権陳道 陳道 宮掌 樂所六人

三二一ノ御杖人 権神主 神主 頭書生

貫首 左執行 惣弁官 少宮司 御辛櫛

辛嶋郷司 祝大夫 権祝 陰陽師 大々工

惣大工 寺大工 引頭 寺引頭 杣大工

満木 諸番近十二人 修理所別当

御祭器辛櫛 以上

袖酒直会次第

祝大夫 次大々工 次権祝 次陰陽師

次少宮司 次惣弁官 次左執行 次貫首

次頭書生 次若宮神主 次権神主

右之分宮掌配抄

御杖人以下惣大工以下白衣ノ官人配抄

御假殿入用覚

本社

一、木拾五本 但な三本持位 長サ有次第

若宮

一、木拾貳本 右同斷 一、小竹 三束

幕串

一、木拾六本 四本持位 長サ有次第

一、柴拾把 壁用 一、檢葉拾把 屋根用

一、五府薦 拾枚 一、小繩 壹束

右之分飯御殿用

一、九尺三間小屋壹ツ 御供御辛糶其外神事諸道具置所

一、三府薦 百枚

霜月十八日ニ參人数

一、修理所 上下三人 一、大工拾人

供歩六人 馬四疋 同口付四人

以上

④ 新立御杣始

享保十九甲寅二月

飯御殿御材木之覺

新立御杣始

一、杉木 四拾壹本 長サ九尺方式間迄

一人ニ而貳本持

一、檢葉 貳荷 一、柴 十荷

一、小竹 貳荷 一、中繩 壹束

一、己し薦百枚但シ三府 一、□共拾枚但シ五府右之外に

はり行九尺、けた行五間之小屋貳軒

此分者郡夫ニ而相調可分也

⑤ 覺

享保十九年白木新立杣始宿割

一、少宮司 上下八人 西田口組賄 白木村 曾右衛門宅

一、祝部大夫上下八人 同人宅

一、大々工 上下七人 同人宅

是ハ小山田内蔵頭也

一、貫首 上下六人 東田口組賄 白木村 清五郎宅

一、惣弁官 上下四人 佐知組(賄) 白木村 六右衛門宅

一、辛嶋郷司上下三人 同人宅

成恒組賄 白木村

一、若宮神主上下五人 庄助宅

一、陰陽師御房上下五人 同人宅

佐知組賄 白木村

一、三御杖人 上下三人 小左衛門宅

同断 同村

一、宮掌 上下三人 平五郎宅

一、陳道 上下三人 同人宅

同断 同村

一、三ノ召次上下三人 六右衛門宅

一、楽人 六人 下六人 馬付三人

以上拾五人 同断 白木村

惣四郎宅

同 竹松宅

一、楽器夫六人 同断 竹松宅

守山組賄 土田村

一、役人 上下四人 惣八郎宅

辛領卷人

寄三人

一、御辛櫓夫 六人 同断 源四郎宅

一、増夫 六人 同断 庄右衛門宅

下深水組賄 土田村

一、御神事道具夫六人 忠助宅

小袋組賄 土田村

一、修理所 上下五人 内膳宅

小袋組賄 白木村

一、惣大工 上下五人 新六宅

一、寺大工 上下三人 同人宅

一、引頭 上下式人 同人宅

上下式人

同断

一、杣大工満木上下三人 藤兵衛宅

同断

一、大工道具荷持夫式人 同人宅

同断

一、御輿丁 拾六人 源七宅

一、神事道具持夫 六人 同断 同人宅

一、御初穂銀四拾三匁 大庄屋五人

赤尾組・佐知組・今津組・蛸瀬組・唐原組

一、銀廿四匁四分 中津方 御初穂銀

内銀式匁包六ツ

同壹当壹ツ 四匁壹分有

同貳当貳ツ 八匁三分有

御神樽數之覚

一、郡奉行御三人 樽壹ツ式升入

一、御代参 壹ツ式升入

名面不分

一、代官鈴木左衛門殿江 樽壹ツ式升入

一、目付 兩人 樽壹ツ式升入

一、佐知要右衛門江 樽壹ツ式升入

一、佐知組小庄屋中へ 樽壹ツ五升入

一、大庄屋四人 今津・蛸瀬・赤尾・唐原 樽壹ツ五升入

右小庄屋中へ 樽壹ツ 五升入

一、白木左京内膳 樽壹ツ壹升五合入

一、白木組頭中へ 同壹ツ式升入

一、白木預り小袋幾右衛門へ 樽壹ツ壹升五合入

一、土田藤右衛門へ 樽壹ツ壹升五合入

一、御本社御神酒 式升入

是ハ六職へ持帰る

一、若宮 同断 樽壹ツ 式升入

是ハ神主へ遣ス

右の覚書により杣始めに出仕の人数は一五〇人にもものぼり、白木村に民宿するが、その賄については周辺の各村々が〇〇組賄〇〇村と割当てられていたことがわかる。また、鉦始終了後それぞれに対して樽酒が贈られているが、役職者でないのに、樽壹升五合入の樽が贈られている個人、「土田藤右衛門へ同壹ツ壹升五合入」に関して、現在、三光村大字白木、竹井治之方に、その理由がうなずける文書がある。⁶⁾了、宇佐宮修理所別当吉用勅負褒状

覚

一、斧 壹挺

右者三ノ御殿御杣始御神事為ニ御用ニ御寄進、慥請取申致ニ社納ニ候、誠御深信之至ニ存候、以上

宇佐宮修理所別当

吉用 靱負

明証(花押)

享保拾九年寅二月廿七日

下毛郡土田村

鍛冶藤右衛門殿

一、宇佐大官司宇佐公誼褒状

覚

一、斧 壹挺

右者享保十九年寅二月於新立三之御殿御杣始御神事御執行之砌、先代藤右衛門被レ致ニ寄進ニ尋ニ旧例ニ此度被レ致ニ奉納ニ条、奇特之至存候、以上

宇佐宮大官司從五位下宇佐公誼(花押)

安政四年巳正月 日

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

ウ、到津大官司執事副状

覚

一、斧 壹挺

右者享保十九年寅二月於新立三之御殿御杣始御神事御執行之砌、先代藤右衛門被レ致ニ寄進ニ候尋ニ旧例ニ此度被レ致ニ奉納ニ条、奇特之至存候、以上

安政四年

巳正月

到津大官司

執事 黒印

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

以上三点の褒状・副状から土田村藤右衛門は鍛冶職であり、藤右衛門が酒樽を贈られたのは、斧献上に對しての謝意と思われる。また、安政四年の文書からは、苗字を竹野井と許された藤右衛門の子孫工十郎が、このときも杣始用の斧を奉納したことが明らかである。

終わりに

1、この稿は、神道の専門用語や宗教儀礼に関する資料が多かったため、古文書の解読、用語・内容の理解が困難であった。従って不適切な点も多いと思うので、同人各位のご指摘、ご指導を心から期待したい。

2、斧立八幡社は毎年九月の秋祭りに傘鉾行列の神事が行われるが、そのことは既刊『八面山の文化財』（「八面山誌」）昭和六十年三月、三光村発行）に民俗文化財として詳しく紹介されており、さらに近刊『三光村誌』でも詳述される予定なのでご期待願いたい。

注(1) 中津市立小幡記念図書館所蔵中津藩政史料19―346

(2) 同右19―345

(3) 明治三二年渡辺重春著『豊前志』築城郡伝法寺村楠木、

上毛郡川底村楠

(4) 中津市立小幡記念図書館所蔵中津藩政史料208

(5) 同右19―362

(6) 下毛郡三光村白木竹井治之氏所蔵

(中津市鶴居公民館長・XXXXXXXXXX)

会告

大分県地方史料叢書(出)

縣治概略 (I)

縣治概略 (II)

縣治概略 (III)

大分県成立以来の布告・達を集大成した

県章創期を知る基本史料

(頒価 I・II 会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)
(頒価 III 会員一五〇〇円、会員外二〇〇〇円・送料共)

発行者 大分県地方史研究会